

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公告します。

2026 年 9 月 9 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名:アフリカ地域(広域)Nature-based Solutions を通じた気候変動適応策にかかる情報収集確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))
2. 競争に付する事項:入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出:
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所:
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他:入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札(総合評価落札方式 -ランプサム型)】

業務名称:アフリカ地域(広域)Nature-based Solutions を通じた
気候変動適応策にかかる情報収集確認調査(一般競争入札
(総合評価落札方式-ランプサム型))

調達管理番号:26a00661

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下、JICA という)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 9 月 9 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:アフリカ地域(広域)Nature-based Solutions を通じた気候変動適応策にかかる情報収集確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)¹

(4)契約履行期間(予定):2026 年 11 月から 2027 年 2 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6)部分払の設定

本契約については、部分払いを想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

地球環境部森林・自然環境保全グループ自然環境保全第二チーム

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 9月 15日 まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2	入札説明書に対する質問	2026年 9月 16日 12 時まで
3	質問への回答	2026年 9月 28日まで
4	入札書(電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	2026年 10月 2日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時(入札会)	2026年 10月 16 日 10時
7	技術評価説明の申込日(落札者を除く)	入札会の日から翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約締

結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料:

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限: 上記2. (3) 日程参照

2) 提出先 : <https://forms.cloud.microsoft/r/S8B2wbrrEi>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1)提出期限:上記2.(3)日程参照

(2)提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3)提出方法:

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1)技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2)入札書(入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3)別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル

名は「26a00661 ○○株式会社 見積書(または別見積書)」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札(書)の無効
次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
 - 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 4) 明らかに連合によると認められる入札
 - 5) 同一競争参加者による複数の入札
 - 6) 条件が付されている入札
 - 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金

額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時: 上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法: 本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札: 全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。)には、再入札を実施します。詳細は下記(3)のとおりです。

3) 入札途中での辞退:

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出(送信)してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合(不落)は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落)随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2)技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3)価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点:最低見積価格=100 点
- ② 価格評価点:(最低見積価格/それ以外の者の価格)×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100 点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(予定価格×0.8/N)×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4)総合評価の方法

技術評価点(加点分を含む)と価格評価点 70:30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5)落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1)技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

- 2)入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3)当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

11. 契約書作成及び締結

- (1)落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2)速やかに契約書を作成し締結します。
- (3)契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

アフリカは、温室効果ガスの排出が比較的小さい一方で、干ばつ、洪水、熱波などの気候変動の影響を最も深刻に受ける地域の一つである。特に雨水依存型農業への依存度が高いこと、貧困、水資源の制約、生態系の劣化などにより、食料安全保障や生計、社会経済活動への影響が拡大している。このため、多くのアフリカ諸国では、国家適応計画や国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution、以下「NDC」という)を通じて気候変動適応を重要政策として位置付け、災害リスク管理や農業、水資源管理との統合を進めている。

こうした中、Nature-based Solutions(以下「NbS」という)は、アフリカにおける重要な気候変動適応アプローチとして注目されている。NbS として行う、アグロフォレストリー、流域管理、河畔林や劣化地の回復、農民管理による自然再生(Farmer Managed Natural Regeneration、以下「FMNR」という)などの取組は、干ばつや洪水、水不足、土地劣化によるリスクを軽減するとともに、農業生産性、水資源の安定確保、生計向上、生物多様性保全を実現する手段として注目されている。特に乾燥・半乾燥地域(Arid and Semi-Arid Lands、以下「ASALs」という)では、生態系の回復と持続的利用を通じたレジリエンス強化が、気候変動への適応と持続可能な開発を進める上で重要な課題となっている。

ケニアでは、気候変動法、国家適応計画、国家気候変動行動計画を通じて気候変動適応策を推進しており、特に国土の大半を占める ASALs における干ばつ・洪水対策を重視している。また、国家災害リスク管理戦略及び関連法制度の下で、国・郡レベルの災害リスクの管理体制の整備が進められている。

また、環境・気候変動・森林省は、African Forest Landscape Restoration Initiative(AFR100)や National Landscape and Ecosystem Restoration Strategy(2023-2032)の下、2032 年までに 10.6 百万 ha の劣化したランドスケープ及び生態系を回復し、樹木被覆率を 30%まで引き上げることを目標に掲げ、アグロフォレストリー、FMNR、流域回復、牧草地管理等を推進している。特に ASALs では、土

地・植生劣化が干ばつや洪水の影響を拡大していることから、生態系回復と農牧業、水資源、干ばつ管理を統合した NbS によるレジリエンス強化の重要性が高まっている。

ケニアにおける JICA の森林分野協力は、1980 年代後半から継続的に実施されており、社会林業の普及、耐乾性樹種の育種・育苗、森林資源情報整備、REDD+推進、森林政策支援を柱として発展してきた。特に、ケニア森林研究所やケニア森林公社の能力強化を通じて、ASALs に適した樹種の研究や優良種苗の生産・普及を進め、24 種の有望樹種の選定、約 51 万本の苗木生産、172ha の植栽、農地林造成技術マニュアルの整備などの成果を挙げた。また、社会林業では住民参加型アプローチを重視し、ファーマー・フィールド・スクール(Farmer Field School、以下「FFS」という)での取組を含めて 227 の農民グループへの技術普及や普及員育成を支援した。さらに、REDD+分野では森林被覆図や国家森林モニタリングシステム、森林参照レベルの整備を支援し、ケニアの森林保全政策や気候変動対策の基盤構築に貢献した。

マラウイでは、雨水依存農業や貧困、自然資源への依存度の高さから気候変動に対して脆弱であり、国家適応行動計画及び更新版 NDC において、農業、水資源、災害リスク管理分野への適応の主流化を進めている。また、2023 年災害リスク管理法の施行により、国家・地方レベルの災害リスク管理体制が強化されている。大統領府・内閣府傘下の災害管理業務局が全体調整を担い、森林局や気候変動・気象サービス局などの関係機関と連携している。こうした政策・体制整備が進む一方で、森林減少・土地劣化に伴う土壌侵食や流域環境の悪化、水源涵養機能の低下が、洪水・干ばつ等の気候変動リスクと農村生計の脆弱性を高めている。

また、National Forest Landscape Restoration Strategy(2018-2030)及び National Resilience Strategy(2018-2030)において、森林ランドスケープ回復、統合流域管理、土壌・水保全、河川・河畔林の回復、アグロフォレストリー等を重視しており、AFR100 等の下で 2030 年までに 4.5 百万 ha の劣化地回復を掲げている。このため、FMNR を含む NbS を流域・ランドスケープ単位で展開し、生態系機能の回復と食料安全保障、生計向上、気候変動適応を一体的に進める必要があるとしている。

マラウイにおける JICA の森林・自然環境保全分野の協力は、森林減少や土地劣化、流域環境の悪化、気候変動への脆弱性といった課題への対応を目的として、住民参加型の森林管理と自然資源の持続的利用を中心に展開してきた。シレ川中流域における技術協力事業を通じた森林再生、農林複合経営、流域管理、生計向上活動を一体的に支援し、地域住民による持続可能な森林資源管理の定着に貢献した。また、SATREPS「マラウイ湖国立公園における統合自然資源管理に基づく持続可能な地域開発モデル構築プロジェクト」(2021~2026 年)において、水産・農業・森林・観光資源を統合的に管理する研究と実践を推進し、住民参加型自然資源管理を通じた生計向上と環境保全の両立に取り組んだ。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、ケニア及びマラウイにおいて、NbS を通じた気候変動対策の実施に必要な情報を収集・整理し、気候変動レジリエンス強化に資する今後の案件形成の検討に活用することを目的として実施するものである。

JICA、日本の関係機関、他援助機関による既存・過去の NbS 関連の気候変動対策支援、流域管理、森林ランドスケープ回復、農業・牧畜レジリエンス、早期警戒等の事例を整理し、対象国・対象地域のみならず、類似の気候条件を有する他国の事例から参考例や教訓を抽出する。これにより、実効性、持続性、他機関との補完性を踏まえた支援方針及び案件形成案を検討する。

ケニアについては、ASALs における干ばつ・洪水等の災害への対処を念頭に、生態系に基づく適応(Ecosystem-based Adaptation)を軸とした NbS を緑の気候基金(Green Climate Fund、以下 GCF という)の資金を活用して推進することを見据え、JICA が行うコンセプトノート作成及び Project Preparation Facility(以下、「PPF」という)申請に必要な基礎情報を収集・分析・整理する。また、GCF 案件形成に向けた介入の基本方針を踏まえ、気候帯・ランドスケープに基づく介入オプション、他の援助機関による取り組みとの重複・補完関係、GCF 支援としての追加性や JICA の比較優位性等を整理する。

マラウイについては、NbS による気候変動対策を推進するための技術協力事業の形成を念頭に、調査対象地域における気候変動対策支援の基本方針、NbS や EbA のオプション、更には民間セクターとの連携ポテンシャル等を検討する。その際、関連分野における JICA 事業の成果や課題等、また他機関による類似案件の実施状況も確認の上、調査対象地域のオプションを整理する。

受注者は調査の目的を達成するために、「第3条 調査実施の留意事項」に十分に配慮しながら、「第4条 調査の内容」に示す業務を行う。また、調査の進捗に応じて「第5条 報告書等」に基づき、発注者等に対し説明、協議の上、必要な報告書等を作成・提出する。

第3条 調査実施の留意事項

(1)調査対象国・範囲

本調査は、ケニア国及びマラウイ国を対象とする。調査対象地域については、以下を調査対象候補地又は協力対象候補地として机上文献調査等により情報収集を行う。ただし、下記に示すすべての候補地を現地踏査の対象としてあらかじめ確定するものではなく、机上調査及び関係機関への聞き取り等による予備的検討を踏まえ、契約後から渡航前の然るべきタイミングに発注者と協議の上、優先候補地域、現地踏査地域及び訪問先を選定する。

1)ケニア

ケニアにおいて検討するGCF案件の対象地域を以下の基準で選定する。

- ① 半乾燥地を中心とした、これまでの自然環境の保全や気候変動への適応に資する JICA事業の成果が活用可能な地域
- ② JICAの安全管理上渡航可能地域

③ 他機関による案件との重複・補完関係について対外説明可能な地域

ケニアASALs全体及び主要な既存案件については、既存資料、公開GIS情報並びに関係機関へのオンライン又は対面での聞き取り等を用いて予備的検討・スクリーニングを行う。本調査では、気候帯・ランドスケープ等の代表性及び検証を要する主要論点を踏まえ、PPF申請に必要な案件仮説、対象地域(Indicative target area)、対象者類型、介入パッケージ、追加性、環境社会リスク、実施体制及びPPFで必要な追加調査を判断できる水準の情報収集・分析を行う。

2) マラウイ

マラウイにおいては、技術協力事業の形成に資する対象地域を以下の基準で選定する。

- ① マラウイ湖国立公園周辺、ザラニヤマ保護区、シレ川中下流域など過去に自然環境分野のJICA事業を実施した地域又はこれらと生態学的若しくは社会経済的な関連性を有する地域
- ② その他、干ばつや洪水等の自然災害による影響が深刻であり、NbS、EbA のパイロット的導入に適した地域(マンゴチ・ムチンジ・ンチシ・ンカタベイ等)

気候・災害リスク、食料・栄養・生計上の脆弱性、自然環境及び資源利用、コミュニティベースのNbSやEbAの適用可能性、既存事業との重複・補完性並びに実施体制を比較する。

(2) 関連分野におけるJICA事業の成果等の利用可能性や比較優位等の分析

・JICA過去案件(地球環境部実施の社会林業関連案件、経済開発部の北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト、トゥルカナ持続可能な自然資源管理及び代替生計手段を通じたコミュニティのレジリエンス向上プロジェクト、乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクトを含む。)及び他機関の関連案件におけるFFS、PFS、Arid areaでの短期研修など普及活動の代表的事例の現地確認を調査工程に組み込み、案件終了後の成果の継続・普及状況並びに成功・停滞要因を確認する。その結果から、将来案件に活用可能なグッドプラクティス、適用条件及び教訓を整理する。³

・コンゴ盆地地域で中部アフリカ森林イニシアティブ(CAFI)が展開している成果連動型PES(JICAはコンゴ民主共和国のクイル州において受託事業として実施)について、ケニアにおける他の援助機関による類似の取り組みとの比較優位を分析した上で、将来案件に活用可能なグッドプラクティス、適用条件及び教訓を整理する。

・マラウイ案件において、NbSやEbAに関し、他ドナー含む実績や教訓などを整理する。⁴

³ ASALsにおけるFFS、PFSや研修に関し、ケニア現地での他ドナー含む実績や教訓、Good practices等踏まえ、実施上の留意点、参照すべき良例等と再委託調査の実施方針。

⁴ マラウイにおけるNbS/EbAを通じた気候変動適応策のグッドプラクティス及び教訓と、それを踏まえた調査方針。

(3) 他機関が実施済み、実施中又は実施予定の案件との重複・補完関係の整理

ケニアにおける他援助機関の類似案件(以下に主なものを列記)について、既存の取組の課題・成果、未対応の地域等を整理し、JICA/GCF案件としての補完的な介入及び追加性を検討する。①、⑥、⑦については、必要に応じてオンライン面談や現地調査を調査行程に組み込み、①今後の継続・展開予定と詳細、⑥サイト情報と内容、⑦カウンティ支援における連携可能性余地などを確認する。

- ① Towards Ending Drought Emergencies: Ecosystem Based Adaptation in Kenya's Arid and Semi-Arid Rangelands(TWENDE)(FP113):GCF/AE:IUCN
- ② Transforming Livelihoods through Climate Resilient, Low Carbon, Sustainable Agricultural Value Chains in the Lake Region Economic Bloc, Kenya(FP255):GCF/AE:FAO
- ③ Building Climate Resilience for Food and Livelihoods in the Horn of Africa(BREFOL)(FP239):GCF/AE:AfDB
- ④ Enhancing Community Resilience and Water Security in the Upper Athi River Catchment Area, Kenya(FP175):GCF/AE:NEMA
- ⑤ The Restoration Initiative(TRI)- Kenya:GEF/実施機関:FAO・UNEP・IUCN
- ⑥ Kenya Watershed and Sustainable Landscape Investment Project (KEWASIP):World Bank(IDA)/実施機関:ケニア政府
- ⑦ Financing Locally-Led Climate Action (FLLoCA) Program:World Bank/実施機関:ケニア政府

(4) 介入オプションの成立性及び根拠の確認

ケニアのArid地域及び牧畜民を対象又は含む介入オプション検討にあたっては、法令、政策及び既存資料に記載された制度のみを根拠として実施可能性を判断せず、候補地域における主要な生計、移動する牧畜民及び家畜群、非移動の家族及び小型家畜、季節ごとの土地・水・植生資源の利用状況、実際の資源管理・意思決定主体、並びに重大な資源アクセス制限、紛争、排除及び不適応リスク等を、関係者への聞き取り及び現地踏査を通じて予備的に確認する。

牧畜及び家畜移動を乾燥地における適応手段の一つとして捉え、定住化、囲い込み又は家畜移動の縮小を、あらかじめ望ましい方向とみなさないよう留意する。確認結果に基づき、Indicative target area及び介入案をパッケージとして整理・比較するとともに、介入案と気候リスク低減との因果関係、既存事業に対する追加性・補完性、主要な成立条件、及びPPF段階で詳細に検証すべき事項を整理する。

調査結果については、確認済みの事実、関係者からの聞き取り内容、及び調査者による分析・推定を区別したうえで、根拠、情報源、不確実性及び追加確認の必要性を明示する。

第4条 調査の内容

(1)第1次国内作業

(ア) 全体業務計画書の作成

第1条から第3条に記載された調査背景、調査範囲や留意事項等を踏まえ、業務計画書(案)を作成する。その後、JICAからのコメントを踏まえて必要な修正を行い、業務計画書をJICAに提出する。

(イ) ケニアにおけるGCFのPPF申請に向けた必要情報の確認

PPF申請やそれに付随するコンセプトノート素案にかかるJICA、GCF事務局との意見交換に参加の上、事前情報収集等を踏まえ、現地で追加的に収集すべき情報、ヒアリングすべき関係機関を整理し、現地調査計画(対象地・サイト案)⁵を作成し、関係者への説明を行い、JICA主管部に提案・協議を行う。

(ウ) マラウイにおける現地調査計画

マラウイにおいてNbSや官民連携による気候変動対策(緩和・適応)の概略を調査し、JICA技術協力プロジェクトとしての介入可能性を検討し、現地で追加的に収集すべき情報、ヒアリングすべき関係機関を整理し、現地調査計画(対象地・サイト案)を作成し、JICAに提案・協議を行う。

(2)現地調査

ケニア

GCF適応案件及びPPF申請に向けた事業形成上の妥当性、追加性、実施可能性及び主要な情報ギャップを確認する。なお、本調査ではGCF本体案件の詳細設計は行わず、PPF段階で必要となる追加調査・設計事項を整理する。

(ア) 気候リスク・脆弱性、適応ニーズ及び事前行動体制の確認

- ・ 対象候補地域における主要な気候ハザード、すなわち干ばつ、洪水・フラッシュフラッド、降雨季節性の変化、気温上昇等について、過去の被害実績、被災要因、将来リスク及び小規模農家・農牧世帯・牧畜世帯等の脆弱性を整理する。併せて、生計、食料安全保障、水資源、土地、森林、河畔、湿地、レンジランド等への影響を確認する。

- ・ GCF 提案に必要な気候リスク・脆弱性分析を念頭に、利用可能なダウンスケール気候予測データ又は地域別・流域別・郡別の将来気候情報について、データソース、解像度、対象期間、シナリオ、信頼性、不確実性及び利用上の制約を確認し、適応口

⁵ 特にArid areaにおける現地調査における調査方針、文献調査と現地調査の組み合わせ、オンラインインタビューか現地訪問か、必要情報を収集する上での工夫などの具体的提示。

ジック、対象地域・受益者選定、活動設計、成果指標及びベースライン設定に活用できる形で整理する。⁶

- ・ 国及び郡レベルの災害リスク管理、早期警戒システム (Early Warning System、以下 EWS という)、季節予報、干ばつモニタリング及び事前行動に係る体制、課題及び能力強化ニーズを確認する。特に、EWS 等が作付け、植栽、水・飼料確保、放牧移動、家畜頭数管理、土地回復等の事前行動につながる仕組み (既存の研修・普及機会と事前行動の接続状況確認含む)・課題等を整理する。併せて、人道機関等による干ばつ Anticipatory Action との補完可能性、重複リスク及び EWS における干ばつ状況の判断材料の一つである植生状態指数 (Vegetation Condition Index、以下 VCI)⁷の限界・改善状況を確認する。また EWS 情報伝達過程における停滞、変容又は途絶の有無並びに情報から取り残される対象有無やその要因を確認する。

(イ)ASALsにおける牧畜・農牧複合生計及び共同自然資源管理制度の確認

- ・ Arid 地域を対象とする案件オプションの実施可能性を判断するため、Arid 含む ASALsの候補地域における主要な生計類型、牧畜民及び家畜群の移動性、季節的な土地・水・植生資源の利用、主要な利用者並びに資源管理・意思決定主体の概要を、机上調査の上、必要に応じ関係者への聞き取り及び現地調査により整理する。

- ・ また、牧畜民の移動及び資源アクセスとの整合性、土地・資源利用上の重大な制約、管理主体の有無、回復期間中の代替資源、紛争・排除リスク、自然資源回復の概略的可能性並びに関係機関・住民の基本的な受容性を確認する。これに基づき、Arid 地域及び牧畜民を対象とする案件オプションを PPF で詳細に検討することの妥当性、成立に必要な条件及び PPF 段階での詳細検証事項を整理する。

(ウ)気候帯別及びランドスケープ別の介入可能性の確認

- ・ 気候リスク・脆弱性及び現地状況を踏まえ、気候帯別及びランドスケープ(水源域、丘陵部、河畔域、農牧地、集落等)別に、NbS、土地回復(成果連動型 PES 活用)、生計強化、予防的災害リスク削減(Disaster Risk Reduction、以下 DRR という)、EWS 活用、普及及び郡能力強化を組み合わせた介入可能性を検討する。

- ・ 半乾燥地では、アグロフォレストリー、FMNR、土壌・水保全、Forestry FFS、種苗供給、苗畑、農家普及等の可能性を確認する。

⁶ GCF等外部資金アクセスを念頭においた気候リスク・脆弱性分析のためのダウンスケール気候予測データ又は地域別・流域別・郡別の将来気候情報の確認・整理方針

⁷ VCIは、衛星観測による植生の状態を過去の変動幅と比較し、植生ストレスや干ばつの程度を把握する指標。単独で判断するのではなく、降雨量、家畜・農作物の状況、水源、市場価格等と併せて用いられる。

- ・ 乾燥地については、上記の予備確認結果に基づき、レンジランド回復、放牧・水管理、飼料資源、PFS、干ばつへの事前行動等を組み合わせ、複数の介入パッケージ案として整理し、候補地域、対象者像、直接・間接受益者の想定規模、期待される適応効果、主要な成立条件及びリスクを比較する。技術、社会、制度及び運用面の詳細な成立性は PPF 段階で検証する。

- ・ JICA が実施してきたアグロフォレストリーFFS に関し、その後の状況の確認並びに農民間普及のグッドプラクティス及び教訓を取りまとめる。

- ・ その他 JICA や他の支援機関が実施してきた FFS、PFS、レンジランド管理、土地回復等の成果、課題及び教訓等を整理し、Facilitator 候補者の育成、監督、インセンティブ及び活動継続方法を確認する。

(エ)Water Towers及び関連流域の補完可能性確認

- ・ Water Towers 及び関連流域について、他組織による実施中、計画中又は終了済み案件の対象流域・サイト、活動内容、受益者、施設、維持管理状況及び課題を整理する。

- ・ 対象候補サイト、流域、災害リスク、土地利用、既存案件及び下流 ASAL への便益を可能な範囲で GIS 上に重ね合わせ、地理的・活動的重複、機能的空白、JICA/GCF 案件としての追加性及び補完可能性を確認する。介入余地が確認された場合、対象候補流域・サイト及び補完的介入の方向性を整理する。

(オ)民間連携及び持続的資金メカニズムの確認

- ・ 提案介入の持続性に資する観点から、木材・非木材林産物(木材、種苗、アグロフォレストリー産品、飼料、蜂蜜、バイオエネルギー等)に係る民間企業、協同組合、金融機関、社会的企業等との連携可能性を確認する。

- ・ 特に、生計多角化、植栽・土地回復活動の継続、維持管理費の確保、成果連動型 PES の持続性に資するビジネスモデルの有無、課題及び GCF 案件への位置づけを整理する。

(カ)環境社会配慮及び脆弱層への影響の予備確認

- ・ 対象候補地及び介入案について、GCF 及び JICA の環境社会配慮要件を念頭に、環境社会リスク及び先住民への配慮事項を予備的に確認する。

- ・ 特に、Community Land を含む土地、樹木、水、放牧地、森林、河畔、湿地等に係る法的権利及び慣習的権利、牧畜民の移動、季節的資源利用、介入による資源アクセス制限、資源競合、紛争リスク、ジェンダー、若年層、脆弱世帯、先住民への影響、便益配分及び意思決定参加の状況を確認する。

- ・ また、関係する郡機関、コミュニティ代表、女性、若者、牧畜民、小規模農家等との協議を通じて、想定されるリスク、受容性、必要な緩和策、苦情処理メカニズム及び PPF 段階で必要となる追加調査事項を整理する。

(キ)介入パッケージ及びTransformation Pathwayの整理

- ・ 上記の調査結果を踏まえ、生計、水資源、自然環境、生態系サービス及び災害リスクに係る課題に対応する気候帯別に水源域、丘陵部、河畔域、農牧地や集落周辺等ランドスケープに留意した介入パッケージ案を整理する。
- ・ 各パッケージについて、対象候補地、対象受益者、主要活動、期待される適応効果、想定実施体制、郡及びコミュニティの役割、既存案件との役割分担、民間連携可能性、環境社会配慮上の留意点を整理する。
- ・ また、これらの介入により、住民の実践、地方行政・普及制度、自然環境・生態系サービス、生計、水資源及び災害リスク管理がどのように改善し、持続的な気候変動レジリエンス強化につながるかを、GCF 提案で求められる適応ロジック及びTransformation Pathway の観点から検証する。

(ク)他ドナーの支援

- ・ 他ドナーの支援は、ケニアにおける気候変動適応及び NbS の基盤強化に貢献している一方、Semi-Arid 地域、Arid 地域、Ecosystem Restoration 適地では課題・介入・普及方法が異なる。このため、本調査では、既存支援との重複を避けかつ効果的な成果は活用し、更に JICA が比較優位を有する郡政府・普及体制の能力強化、小規模農家・牧畜コミュニティへの技術普及、小流域単位の実証等、GCF 適応策案件の形成可能性の検討を行い、Concept Note 作成及び PPF 申請に必要な情報の収集・分析を行う。
- ・ 国内準備作業及び現地調査を通じ、候補地域及び想定介入内容に直接関係する主要な既存及び計画中の事業について、実施機関、対象地域、実施期間、対象者及び活動内容を収集・整理する。入手可能な範囲で位置情報を GIS 上に整理し、地理的重複に加え、対象者及び活動内容の重複又は補完関係を分析し、GCF 案件としての追加性及び実施余地を確認する。

マラウイ

- ・ 気候変動が、農業をはじめとする生計、栄養や食料安全保障、水資源及び自然環境に及ぼす影響並びに干ばつ・洪水等の災害リスク・その影響を分析し、コミュニティベースのNbS(アグロフォレストリー等気候変動適応型農業やコミュニティフォレストリー等を含む)による生活・栄養改善や、農業、水、流域・河畔回復、DRR/EWS、地方行政・普及及びコミュニティ能力強化の実施可能性やこれまでのJICAや他開発パートナーによる協力実績を確認し、JICAと協議を行った上で、技術協力事業としての協力案を検討する。検討にあたっては、気候変動起因の災害影響、農業・栄養・生計上の脆弱性等を踏まえ、アグロフォレストリーやコミュニティベースの活動を中心としたNbSによる適応策の実施可能性、地方行政及びコミュニティの能力強化ニーズの確認結果をベースにする。
- ・ 他ドナーの支援は、マラウイの流域管理、森林ランドスケープ回復、NbS及び農業レジリエンス強化に貢献している一方、対象流域・地域が個別案件ごとに分散しており、地方行政の実施能力、維持管理体制、早期警戒情報と農業・コミュニティ行動の接続、土地利用競合への対応には課題が残る。このため、本調査では、既存支援との重複を避け

つつ、JICA技術協力プロジェクト等の案件形成可能性を検討する。

(3)第2次国内作業

(ア) 調査結果のとりまとめ

上記(2)現地調査の結果を分析し、報告書に取りまとめる。また、JICA関係者や、GCF事務局との協議に参加し、説明する。

ケニアについてはPPF申請書案(Supporting DocumentsやAnnex含む)を作成し、想定される本体案件の方向性、主要な情報・能力ギャップ及びPPF段階で必要となる追加調査・設計事項を取りまとめる。特に、以下に留意して取りまとめる。

- ・ GCF適応案件(Ecosystem-based Adaptation)としての気候根拠及び追加性
- ・ 対象地域・対象受益者の妥当性
- ・ ランドスケープに基づいた気候帯別介入パッケージ案
- ・ 実施体制及び郡能力強化ニーズ
- ・ 既存案件との重複、補完関係及び役割分担
- ・ 環境社会配慮、先住民、ジェンダー、脆弱層に係る主要論点
- ・ 木材・非木材林産物等を対象とした民間連携及び持続的資金メカニズムの可能性

マラウイについては、これまでのJICAや他開発パートナーによる協力実績を可能な限り活用した、NbSアプローチによる技術協力事業としての協力内容案を官民連携のポテンシャルも検討しつつJICAに提案し、協議を行う。

(イ) 最終報告

調査結果を反映した最終報告書案を作成・提出し、JICAからのコメントを踏まえて修正のうえ、最終報告書を提出する。

第5条 報告書等

調査の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。このうち、最終報告書を本契約における最終成果品とし、その提出期限は契約履行期限の末日とする。

(1)作成・提出する報告書等

1. 業務計画書

提出時期：契約締結後10営業日以内

内容：調査方針、調査項目、調査方法、現地調査計画、実施体制、作業工程等

2. 現地調査結果概要

提出時期：現地調査終了後速やかに

内容：主要調査結果、追加確認事項、案件形成上の論点、今後の整理方針等

3. 最終報告書案

提出時期：2027年2月中旬を目途

内容：調査結果、分析、ケニア国におけるGCF/PPFに向けた整理、マラウイ国における技術協力事業案、PPF段階で必要となる追加調査・設計事項等

4. 最終報告書

提出期限：契約履行期限末日

内容：発注者コメントを反映した最終版

提出部数：

和文 電子ファイル、CD-R 3部

英文 電子ファイル、CD-R 3部

なお、国内の会議、協議、説明等に必要な部数については、受注者が別途用意するものとする。簡易製本は不要とする。

(2)最終報告書の電子化仕様

最終報告書は電子ファイル、CD-Rのみで提出する。報告書等の電子化、CD-Rの仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(3)報告書作成にあたっての留意点

1. 各報告書は、内容を的確かつ簡潔に記述すること。必要に応じ、図表、地図、GIS情報、概念図、介入パッケージ案、関係機関マップ等を活用し、調査結果及び分析内容が分かりやすく示されるよう工夫すること。
2. 報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
3. 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率、その適用年月日及び略語表を、目次の次の頁に記載すること。
4. 報告書が主報告書と資料編の分冊形式となる場合は、主報告書の記載内容と、データの根拠又は関連資料編の項目との照合が容易に行えるよう工夫すること。
5. 本調査で活用した資料はリスト化し、最終報告書の付属資料として整理すること。また、参考文献リストに記載された参考文献データについては、可能な範囲でCD-Rに収録して提出すること。
6. 最終報告書の目次案は別紙1のとおりとする。ただし、現地調査における情報収集状況、分析結果及び発注者との協議を踏まえ、最終的な構成は発注者と相談の上、決定する。

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1:報告書目次案

表紙、序文、要約、目次

第1章 調査の概要

- 1.1 本調査の背景と目的
- 1.2 調査対象国・地域
- 1.3 調査方法
- 1.4 調査工程及び実施体制
- 1.5 本調査の位置付け

(注:ケニア国については GCF/PPF 申請を見据えた Pre-PPF 段階の調査としての位置付けを整理する。マラウイ国については技術協力事業形成に向けた調査としての位置付けを整理する。)

第2章 ケニア国における気候変動適応及び NbS の現状

- 2.1 政策・制度・実施体制
- 2.2 気候リスク・脆弱性
- 2.3 ASALs における森林・自然環境、農牧業、生計、水資源及び災害リスク上の課題
- 2.4 ASALs における住民・農牧世帯・牧畜民の生計、季節移動及び資源利用の実態
- 2.5 JICA 過去案件の成果・課題・教訓
- 2.6 JICA 過去案件における FFS 活動のその後の状況
- 2.7 他組織による FFS・PFS 等の普及アプローチ及び Good practices
- 2.8 ASALs における気候変動適応策の Good practices
- 2.9 既存支援及び他ドナー動向の概要

第3章 ケニア国における GCF 適応案件形成の可能性

- 3.1 GCF 適応案件としての気候根拠及び追加性
- 3.2 Indicative target area、対象者像並びに直接・間接受益者の想定規模及び算定根拠
- 3.3 気候帯別・ランドスケープ別介入パッケージ案
- 3.4 個人・世帯単位の介入とコミュニティ単位の資源管理の適用可能性
- 3.5 コミュニティ内の意思決定構造、伝統的・慣習的ルール及び Community Land 制度との関係
- 3.6 実施体制及び郡能力強化ニーズ
- 3.7 主要他ドナーの既存活動実施内容、WB の Water Towers 及び関連流域における既存・計画中案件との補完可能性

- 3.8 既存案件との地理的・活動的重複、補完関係及び役割分担
- 3.9 環境社会配慮、先住民、ジェンダー、若年層、脆弱層に係る主要論点
- 3.10 民間連携及び持続的資金メカニズム
- 3.11 Transformation Pathway 及び適応ロジック

第4章 マラウイ国における気候変動適応及び NbS の現状

- 4.1 政策・制度・実施体制
- 4.2 気候リスク・脆弱性
- 4.3 森林・流域・農業・水資源・生計上の課題
- 4.4 災害リスク、DRR/EWS 及び地方行政・普及体制の現状
- 4.5 JICA 及び他開発パートナーの協力実績
- 4.6 既存支援及び他ドナー動向

第5章 マラウイ国における技術協力事業形成の可能性

- 5.1 対象候補地域・対象受益者
- 5.2 NbS アプローチによる想定協力コンポーネント
- 5.3 流域・河畔回復、森林ランドスケープ回復、アグロフォレストリー、FMNR 等の実施可能性
- 5.4 地方行政・普及体制・コミュニティ能力強化ニーズ
- 5.5 官民連携及び持続的資金メカニズム
- 5.6 既存支援との重複回避及び補完関係
- 5.7 技術協力事業案
- 5.8 実施上の留意点

第6章 JICA 協力案

- 6.1 ケニア国 GCF 資金を活用した協力方針
- 6.2 ケニア国における GCF/PPF 段階での追加確認・設計事項
- 6.3 マラウイ国技術協力事業案
- 6.4 両国に共通する教訓及び展開可能性
- 6.5 今後の検討課題

付属資料

- ・ 面談者リスト
- ・ 現地調査日程
- ・ 収集資料リスト
- ・ 参考文献リスト
- ・ 対象候補地域一覧
- ・ 既存案件マッピング

- Water Towers 及び関連流域に係る既存・計画中案件一覧
- FFS・PFS 等の普及アプローチ事例整理
- 気候変動適応策の Good practices 整理
- ヒアリング項目
- GIS 関連資料
- (特にケニアについて)PPF 申請書案(Annex 含む)
- その他関連資料

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	(ケニア)ASALsにおける FFS、PFS 等の普及活動や成果連動型 PES に関し、将来案件に活用可能なグッドプラクティス、適用条件及び教訓を整理するための再委託調査の実施方針。 (マラウイ)マラウイにおける NbS/EbA を通じた気候変動適応策のグッドプラクティス及び教訓と、それを踏まえた調査方針の提示	第3条 調査実施の留意事項 (2)
2	(ケニア)GCF 等外部資金アクセスを念頭においた気候リスク・脆弱性分析のためのダウンスケール気候予測データ又は地域別・流域別・郡別の将来気候情報の確認・整理方針	第4条 調査内容 (2)
3	(ケニア)特に Arid area における現地調査における調査方針、文献調査と現地調査の組み合わせ、オンラインインタビューか現地訪問か、必要情報を収集する上での工夫などの具体的提示。	第4条 調査内容 (2)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1)業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2)業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体)5.85人月

(現地渡航回数:延べ3回)

マラウイ・ケニアと続けて渡航する想定。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3)業務従事予定者の経験、能力

別紙3 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者:(業務主任者／〇〇 格付の目安(3号))】

- 1) 対象国及び類似地域:ケニア国とマラウイ国及びアフリカ地域
- 2) 語学能力:英語

(4)現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- ケニア ASALsにおける、JICA の実施済み FFS の実績、現状、good practices や教訓等、また他組織により実施された ASALsにおける FFS、PFS、短期研修の実施内容、現状、教訓や課題については、机上文献調査だけでは不十分のため、現地踏査にて関係者や農家等を訪問し、情報収集を行うことを想定しており、当該活動については、現地再委託を認めます。

(5)配付資料／公開資料等

1)配付資料

- JICA 地球環境部 森林・自然環境グループ主管や他部署主管の、ASALsにおける過去案件の、非公開資料
契約締結後、最新関連資料を提供予定。

2)公開資料

- JICA 地球環境部 森林・自然環境グループ主管の過去案件資料は JICA 図書館 HP、JICA の HP からご確認ください。

(6)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無（中央政府 CP との会話は英語ですが、地方ではスワヒリ語・地方のそれぞれの言語が主です。）
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(7)安全管理

- 1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所および JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行う

とともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務: 気候変動適応策実施に係る業務、Nature-Based Solution_

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1)及び2)を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA(JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3)業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3.経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1)本案件に係る業務量の目途

上記1. (2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2)別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2)提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3)定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(4)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

(6)その他留意事項

- 1) ケニア現地調査には、本部主管部から官団員が一部同行します。官団員の宿泊や移動にかかる手配は、JICA が直接提供しますが、コンサルタントの現地調査に係るアポイントメント取り付けやロジ手配一式は、コンサルタントにて行ってください。
- 2) 前述のとおり、現地調査対象地域は、主管部と協議後に決定する想定です。

以上

別紙3:技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1)類似業務の経験	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3
イ)ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2)作業計画等	(5)
ア)要員計画	-
イ)作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1)業務主任者の経験・能力	(20)
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア)類似業務等の経験	10
イ)業務主任者等としての経験	4
ウ)語学力	4
エ)その他学位、資格等	2